

初診時の機能強化加算に関する院内掲示

当院は、「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬を把握した上での服薬指導
- 適切な医療機関（専門の医師・医療機関）への紹介
- 健康診断の結果など、健康管理に関する相談
- 保健・福祉サービスの利用に関する相談
- 介護保険制度の利用などに関する相談及び要介護認定に係る主治医意見書の作成
- 夜間・休日など、緊急時の問い合わせへの対応

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療情報ネット（ナビイ）」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

医療情報ネット（ナビイ）

